

福岡県知的財産支援センターでは、平成18年度より福岡県内の中小企業を対象に知財に関する基礎知識の普及啓発を目的として、「知的財産権実務者育成セミナー」を開催しています。全9回にわたりセミナーの講義テーマに沿った事業経営に役立つ知財活用事例を専門家の方々に紹介していただきます。なお、本セミナーは日本弁理士会九州会、弁護士知財ネット九州沖縄地域会のご協力を頂いています。

※新型コロナウイルス感染症対策のため本年度の「知的財産権実務者育成セミナー」は中止になりました。

知財活用事例 No.3 ～特許化とノウハウ化～

きき湯

《物の発明の特許化する意義》 特許第4014546号

コロナ禍の影響で気軽に旅行にも行けない中、せめて自宅で温泉気分を味わおうと入浴剤を使われる方もいらっしゃるのではないでしょうか？

株式会社バスクリン(旧ツムライフサイエンス株式会社)のきき湯は、炭酸ガスが含まれている炭酸泉をイメージして豊富な発泡をテーマに生まれた入浴剤です(「ヒット商品はこうして生まれた!」日本弁理士会発行(<https://www.jpaa.or.jp/activity/pamphlet/>)参照)。

きき湯では、豊富な発泡の実現のため、顆粒より大きく錠剤より小さいランダムな形のブリケットという形状が採用されています。ブリケットの入浴剤は2本のロールで粉状の原料を圧縮成形して製造されますが、原料がロールに付着したり、成形物が崩れてブリケットの形状を保てなかったりして、ブリケットの入浴剤を製品化するまでに試行錯誤を繰り返したそうです。そして、原料に含まれる成分及び各成分の含有率の調整等によって、ブリケットの入浴剤の安定的な成形に成功し、含有される複数の成分及び各成分の含有率を定義した入浴剤の発明について特許を出願(特許化を図ろうとする発明等を記載した書類を特許庁に提出)し取得しています。(特許第4014546号)

特許の対象となる発明には、物の発明、方法の発明、製造方法の発明の3種類があります。きき湯の場合、入浴剤そのものは物の発明であり、入浴剤を製造する際の技術的工夫は製造方法の発明となります。入浴剤について物の発明で特許を取得すれば、該当の入浴剤の製造、販売等を独占的に行うことができるようになります。入浴剤の製造方法について特許を取得すれば、その製造方法によって入浴剤を製造することに加え、その製造方法により製造された入浴剤の販売等も独占的に行えるようになります。但し、製造方法の特許は、特許となった製造方法以外の方法で製造された入浴剤については、たとえ、製造された入浴剤が全く同じであっても、特許の効力が及ばない点に注意が必要です。

上述したきき湯に関する発明は、発明の性質上、1) 含有成分とそれぞれの含有率を定義した入浴剤として、物の発明の特許化もできれば、2) 特定の成分を特定の範囲の割合で混合してなる原料を圧縮成形してブリケットの入浴剤を製造する入浴剤の製造方法としても特許化を図ることができます。そんな中、きき湯の特許は、物の発明について特許化が図られています。その理由について以下に検討します。

一般的に製品の製造は、会社の工場等、関係者以外の立ち入りを禁じた施設内で行われますので、他社が該当の製品をどのように製造しているかの確認には高い壁が存在します。そのため、(株)バスクリンが入浴剤(物)の製造方法について特許を有していた場合、(株)バスクリン以外の会社が豊富な発泡を実現するブリケットの入浴剤を製造販売したとしても、その入浴剤が特許となった製造方法によって製造されたものかそれ以外の製造方法によって製造されたものかを検証することは非常に困難です。また、特許庁への提出書類に記載された発明の内容は、出願から1年半後に公開されます。よって、製造方法について特許化を図るということは、他社による実施を発見するのが困難な製造方法が公になることを意味します。逆に、きき湯は、関係者以外の立ち入りが禁じられた施設内で製造されているはずですので、きき湯の製造方法について特許化を図る等しなければ、通常、きき湯の製造方法が外部に漏れることはなく、きき湯の製造方法をノウハウ化(秘密状態に)することができます。

一方、製品(物)は流通し、市場で入手可能ですので、原則、他社の製品がどのような物かの検証は他社がどのようにその製品を製造しているかの検証より容易です。従って、きき湯に関する物の特許を侵害(特許発明を他社が実施)していそうな入浴剤が世に出回っている場合、(株)バスクリンは、該当の入浴剤を入手し分析することで、自身の特許が侵害されているか否かを確認可能です。



出典：株式会社バスクリンのHP
(<https://www.bathclin.co.jp/products/kikiyu/>)

しかも、(株)バスクリン以外の会社は、きき湯を入手して成分を分析すれば、きき湯の含有成分や各成分の含有率を知得することができます。つまり、きき湯について物の発明の出願をしてその内容が公にならずとも、他社にその成分等が知られてしまいます。従って、仮にきき湯について物の発明の特許が取得されなかった場合、他社が、(株)バスクリンの特許を侵害することなく、きき湯に類似した入浴剤を製造できる状態となる可能性が高くなります。

このような事情により、きき湯は、物の発明について特許化が図られたように考えます。なお、該当の特許について特許庁に提出された書類には記載されていない製造上の**技術的工夫**があるように推測しますが、一般的に、これについては、**書類に記載せずノウハウ化**することを検討すべきなのは前述の説明からお分かりいただけると思います。

弁理士 清井 洋平 (きよい ようへい)

中前国際特許商標事務所 所属

～特許、意匠、商標の権利化から活用までをお手伝いします～

住所：福岡県北九州市小倉北区浅野 2-13-23 幹線ビル401号 電話：093-531-5293 URL：http://www.nakamae-patent.com/

知的財産支援センター Q&A ～よくあるご質問から～

Q：出願は知財総合支援窓口で受け付けてくれるのですか？

A. いいえ。出願の受付窓口は東京の特許庁だけです。知財総合支援窓口では出願作業のご支援を行います。

特許庁へ出願等の手続は、**書面(特許庁へ提出(持参又は郵送))で行う方法**と自宅や会社等のパソコンから**オンラインで行う方法(電子手続)**があります。詳しい出願方法や内容については**知財総合支援窓口**へご相談ください。

※お問合せ先

福岡県知財総合支援窓口(天神) 092-401-0761 福岡サイト(吉塚) 092-622-0035

北九州サイト 093-873-1432 久留米サイト 0942-31-3104

① 書面(郵送)で行う方法

特許庁へ出願書類等を送付する際は、以下の宛先へ送付します。

〒100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 特許庁長官 宛

※宛名面(表面)余白に朱書きで「**出願関係書類在中**」と記載して、出願の日付が確認でき、追跡可能な書留・簡易書留郵便・特定記録郵便で提出してください。

《電子化手数料が必要です》

書面で出願された書類は、特許庁でデータ化します。「特許情報プラットフォーム(JPlatPat)」で検索が可能なのは電子データ化されているからです。そのための手数料がこの電子化手数料と呼ばれるものです。

料金は、**1,200 + 枚数 × 700 円**で、特許庁が出願を受け付けた後に、「(一財)工業所有権電子情報化センター」から振込用紙が送付されますので、金融機関で振り込みます。

② オンラインで行う方法(電子手続)

事前準備として、電子証明書の購入 → インターネット接続パソコンの準備 → インターネット出願ソフトの入手(ダウンロード)が必要になります。

《電子証明書が必要です》

電子証明書は、従来の書面による手続きにおける印鑑証明書などに相当するもので、特定の発行機関や認証局が発行する電子的な身分証明書です。

電子証明書には所有者を証明する情報などが記録されています。電子証明書を使用して電子署名を行うことにより、なりすまし(第三者が利用者のふりをして申請すること)やデータの改ざん(第三者が内容を書き換えること)を防ぐことができます。

特許庁電子出願システムでは、申請人を識別し、かつ、出願された書類が本人であることを検証するために電子証明書を利用しています。

手続き者が個人の場合は、「**個人番号カード(マイナンバーカード)**」が使用できます。但し、個人番号カードには、「**利用者証明用**」「**署名用**」両方の電子証明書が必要です。電子証明書は、個人番号カード(ICカード)の中に記録されます。

手続き者が法人の場合は、法務省 **電子認証登記所の発行する電子証明書のみ利用可能**です。電子証明書の購入方法については、法務省ホームページを参照してください。(引用：経済産業省特許庁ホームページ)

知財総合支援窓口ではインターネット出願ソフトによる電子出願の支援も行っております。